【別紙１】

地域医療介護総合確保基金の事業提案募集の概要

１　地域医療介護総合確保基金制度の概要

平成２６年６月に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（以下「法」という。）において、団塊の世代が７５歳以上となる２０２５年を展望し、医療介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度が創設されました。

この制度により、県では、消費税増収分を活用した地域医療介護総合確保基金を設置するとともに、地域の実情に応じた事業を展開するため、山梨県計画を策定し、医療及び介護の総合的な確保に取り組んでいます。

２　対象事業

対象の事業は、次の事業区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅳに関連する事業であって、原則【別紙２】（Ｒ８年度標準事業例）に該当する事業です。

・区分Ⅰ　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
・区分Ⅱ　居宅等における医療の提供に関する事業
・区分Ⅳ　医療従事者の確保に関する事業
※市町村が事業提案を行う場合にあっては、法第５条による市町村計画の策定を見据えた提案内容としてください。

なお、次の事業は本調査では対象外とします。

・区分Ⅰのうち、地域医療構想に基づく病床転換、病床削減のための施設・設備整備事業
・区分Ⅵ　勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業
※対象事業として新設を予定の「業務効率化・勤務環境改善に関する事業」については、対象事業の詳細が示された後に調査を実施する見込みです。

３　留意事項

・　「ＩＣＴを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備」事業を申請する場合は、地域医療ネットワーク（以下「地連ＮＷ」という。）が、整備後、利活用が低迷している実態がある旨の指摘を会計検査院から受けたことを踏まえ、国に別途協議することとされていますので、事業提案調書提出後に、登録患者見込数や地連ＮＷの有用性、費用内訳等について詳細な事業計画をご提出いただきます。
（ＩＣＴを活用した情報連携などの事業についても、原則同様の取扱いとなります）

・　事業期間は、原則１年間としますが、個別の事業の内容に応じて実施期間を複数年（３年を限度）とすることもできます。
※　政策的要素が特に高く、複数年実施により一定の効果が得られる事業などを想定しています。
※　今後、国で地域医療介護総合確保基金の対象事業等の見直しがあった場合は、事業提案を行った場合でも対象外となることや、複数年の事業を計画した場合であっても途中で事業を終了する可能性があります。

・　診療報酬や他の補助金等で措置されているものは対象となりません。
　また、地域の医療課題の解決とならないような個別の病院等のための事業（例：一般的な設備の導入や更新）など、本基金制度の目的との関連性が不明瞭なものは対象外とします。

・　事業者負担については、特に、施設・設備整備事業など、特定の事業者の資産形成につながるものについては、必ず求めることとします。
　また、補助率については、施設・設備整備事業、それ以外の事業（ソフト事業）のいずれも、政策上の必要性や事業の性質、類似の補助事業等をもとに個別に判断します。

４　今後の想定スケジュール

令和９年１月１３日（水）	事業提案〆切
令和９年１月下旬～３月	県審査
令和９年４月	国へ事業計画を提出
令和９年４月～７月	国審査
令和９年８月	国交付金内示
令和９年８月～１０月	県補正予算査定、審議
令和９年１１月～	事業開始